

8 社会援護

(1) 更生保護

(ア) 保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員ですが、給与は支給されません。

保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

(イ) 更生保護女性会

更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、罪を犯した人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的としたボランティア団体です。

地域の実情に応じ、非行問題や子育て支援などの活動に取り組んでいます。

問い合わせ先 社会福祉課社会福祉係 (TEL: 0439-80-1258)

(2) 日本赤十字社

日本赤十字社は、「世界中で苦しんでいる、ひとりでも多くの人を救いたい」という想いを実現するために、世界各国の赤十字社とともに各国で発生する紛争や自然災害による被害、病気などで苦しんでいる人々に対する救援活動を行っています。

また、国内で発生する災害に対し、救護員を速やかに被災地に派遣して医療救護を行うとともに、救援物資を提供するほか、義援金の受け付けも行っています。

令和元年台風第15号千葉県災害では、多くの義援金が寄せられ、本市の被災世帯(延2,722世帯)に合計1億4,512万8千円が配分されました。

これらの活動は、毎年、皆様からお寄せいただく活動資金から成り立っており、また、赤十字奉仕団をはじめとするボランティアなど、多くの方々によって支えられています。

問い合わせ先 社会福祉課社会福祉係 (TEL: 0439-80-1258)
(日本赤十字社千葉県支部富津市地区)

(3) 戦傷病者・戦没者

(ア) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

先の大戦で公務等のため国に殉じたもとの軍人、軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、その遺族に対して戦後の節目の機会をとらえ、国として改めて弔慰の意を表すため、一定の基準日において、恩給法による公務扶助料等の給付を受ける遺族がない場合に支給されます。(平成27年からは、5年ごとに国債を交付しています。)

(イ) 戦没者等の妻に対する特別給付金

戦没者の妻が一心同体である夫を失ったこと、また、生計の中心を失い経済的困難に陥ったことなどによる精神的な苦痛を慰めるため、一定の基準日において、恩給法による公務扶助料等の給付を受けている妻に対して支給されます。

(ウ) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金

戦傷病者の妻が、生計の中心である夫が負傷したことで、経済的困難に陥ったことなどによる精神的な苦痛を慰めるため、一定の基準日において、恩給法による公務扶助料等の給付を受けている妻に対して支給されます。

(エ) 戦没者の父母等に対する特別給付金

子または孫を亡くし、子孫が途絶えた父母等に対して、孤独による寂しさに耐えて生きてきた精神的な苦痛を慰めるため、一定の基準日において、恩給法による公務扶助料等の給付を受けている父母等に対して支給されます。

戦傷病者・戦没者に関するお問い合わせは、下記までお願いします。
千葉県 健康福祉部 健康福祉指導課 遺族等援護班 (TEL:043-223-2346)